

委員会発案第7号

介護職員の処遇改善を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年12月24日提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 高橋和子 ㊟

(別 紙)

介護職員の処遇改善を求める意見書(案)

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなった。しかし、この加算制度については「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされている。

超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している。「介護崩壊」を食い止め、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保に向け、賃金改善などの処遇改善が不可欠である。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較してもおよそ3分の2程度で、10万円以上も低い実態にある。深刻な介護職場の人材不足を解消するためには、一刻も早く全労働者の平均賃金に引き上げることが必要である。そのため、一層の介護職員の処遇改善を図ることが必要であり、国民の負担増にならない方法での改善を求める。

安全・安心の介護実現のために介護職員の処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記事項につき、地方自治法第99条に基づいて国及び秋田県に対して意見書を提出する。

記

1. 国の責任による予算増と賃金改善の施策を拡充すること。
2. 介護職員処遇改善の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

平成25年12月 日

内 閣 総 理 大 臣 様
厚 生 労 働 大 臣 様
財 務 大 臣 様
秋 田 県 知 事 様

秋田県由利本荘市議会議長 鈴木 和 夫